

2021年（令和3年）7月6日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

介護保険事業所等における新型コロナウイルスワクチン接種について（通知）

平素から本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申しあげます。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種に関わって、様々な御尽力をいただいていることに重ねてお礼申しあげます。

さて、本市において、12～64歳の方の接種券が、7月2日～5日に住民票所在地に到着するように発送されています。

今後、優先接種対象者として、介護保険事業所等の従事者の皆様の接種が進められますが、接種の予約方法や具体的な日程等については、調整中です。現在お示しできる事項について、別紙にまとめましたので、通知いたします。

現時点では未定の部分が多く、お問い合わせいただいてもお答えできない場合があります。詳細については、7月中旬頃までにお示ししますので、申し訳ありませんがそれまでお待ちください。

〈この通知の対象施設〉

全介護保険事業所等（居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス）

現時点で示されている接種全体の体制等については、本市保健予防課新型コロナウイルスワクチン接種実施本部のホームページを御参照ください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/214090.html>



介護保険事業所等の管理者の皆様へ

■ 基礎疾患を有する64歳以下の方の接種について

これまで接種することができなかった64歳以下の方についても、基礎疾患を有する者に該当する場合は、優先的に接種を受けることができます。

接種の方法は以下のとおりです。

①施設内接種

接種医と調整の上、住民票所在地に届いた接種券を使用してください。



②集団接種

下記リンク先での予約又はコールセンターへの電話により予約してください。

・リンク先：<https://fukuyama-corona.jp/>

・電話番号：0570-015673（8時30分～17時15分 ※土・日曜日、祝日を含む）

※予約には、接種券が必要です。7月5日（月）までに住民票所在地に到着しますので、お手元に接種券御準備いただいたうえで、予約してください。



③医療機関での個別接種

それぞれの医療機関によって、予約方法が異なります。

接種実施医療機関や予約方法等については、下記リンク先で御確認ください。

<https://v->

[sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1](https://v-sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1)

※7月中は、国の優先順位に従い、65歳以上の高齢者を優先する中で、基礎疾患を有する方の接種を行い、8月からは基礎疾患を有する方を優先的に接種するよう、接種実施医療機関に周知されています。

基礎疾患を有する者については、重症化リスクが高いことから優先接種対象者とされています。基礎疾患を有する者であるかどうかの確認において、診断書等の提出は求められず、予診票による本人の自己申告と接種前の予診等で行われます。基礎疾患を有する者かどうかについて、介護保険課にお問い合わせいただいてもお答えできかねます。

入所・入居系サービスの高齢者施設等の管理者の皆様へ

（対象施設）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス

■ 従事者の接種券付き予診票の発行について

これまで、入所・入居系施設において、入所者と同時に施設内接種を行う場合は、従事者の接種券付き予診票を発行してきましたが、今後は、基本的に発行しません。

住民票所在地が福山市内の従事者については、施設内接種の場合も、住民票所在地に送付された接種券を使って接種を受けてください。

すでにリストを提出している施設について、接種券付き予診票が送付された場合は、破棄していただき、接種券を使用してください。

1回目の接種は接種券付き予診票を使用してすでに受けており、2回目の接種は一斉送付された接種券を使用する場合は、1回目の接種歴が分かるよう接種記録書を持参してください。

住民票所在地が福山市外の従事者については、当該住民票所在市区町村が発行する接種券を使用してください。施設内接種を希望する従事者の住民票所在市区町村がまだ接種券を発行していない場合のみ、これまで通り接種券付き予診票を発行します。